

## (仮称) 吹田市空家等の適切な管理に関する条例及び同施行規則の 骨子案

### 1 条例制定の趣旨・目的

本市では、令和2年3月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）に基づき、「吹田市空家等対策計画2020」を策定し、総合的かつ計画的な空家等に関する対策を実施しています。

本計画では、法の空家等（以下単に「空家等」といいます。）には該当しないものの相当期間使用がなされていない建築物等についても空家等と同様の対策が必要なものと位置づけるとともに、当該建築物等や空家等の現況に、人の生命、身体、財産に被害を及ぼす差し迫った危険がある場合における緊急措置などを定めています。

今後より一層、本計画に基づく対策を進めるため、法に定めるもののほか、空家等や空家等に該当しないものの相当期間使用がなされていない建築物等について必要となる事項を条例又は規則で定めるものです。

### 2 条例又は規則で定める内容の概要

- (1) 使用がなされていないことが常態であるとまでは評価できない建築物及び一部の住戸が相当期間にわたり使用がなされていない長屋についても、空家等と同様の対策が必要な建築物（法定外空家等）として位置づけ、法に準じた所有者又は管理者の責務を定めるとともに、法に準じた措置（立入調査、情報利用、特定空家等に対する指導、勧告、命令等）を行えることとします。
- (2) 建築物の所有者又は管理者は、当該建築物が適切に管理されていない空家等又は法定外空家等となることがないように必要な措置を講ずることに努めなければならないこととします。
- (3) 法定外空家等に関する対策の実施その他の法定外空家等に関する必要な措置等に関する市の責務を定めます。
- (4) 市長は、所有者又は管理者が周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる旨の命令に従わない場合において、当該者の氏名及び住所等を公表することができることとします。
- (5) 市長は、空家等及び法定外空家等の現況に、人の生命、身体、財産に被害を及ぼす差し迫った危険があるときは、当該建築物の所有者又は管理者の同意なく当該危険の除去のための必要最小限の措置を講ずることができ、当該措置に要した費用を当該建築物の所有者又は管理者に請求できることとします。

### 3 施行予定日

令和5年4月1日